

七尾市学習用タブレット端末の貸与と家庭での活用ガイドライン

令和6年7月

七尾市教育委員会

1. 目的

国のGIGAスクール構想に基づき整備された学習用タブレット端末（以下「タブレット」という）を、家庭での自宅学習で活用する際に必要なルールを示すことを目的とする。

2. 貸与する物品

タブレット

3. 貸与期間

七尾市立小学校及び中学校、それぞれの在学する期間とする。卒業、転学等に際しては、貸与された物品を返却する。

4. 貸与期間

七尾市立小学校及び中学校、それぞれの在学する期間とする。卒業、転学等に際しては、貸与された物品を返却する。

利用者は、以下を厳守すること。

- (1) 学校での学習及び家庭学習の目的以外の使用はしない。
- (2) 寝る前の1時間と、午後10時から午前6時までは使用しない。
- (3) 目を休めるために、長時間使用せず、細かく休憩をしながら使用する。
- (4) 学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせる。
- (5) タブレットの近くでの飲食は禁止とする。
(タブレットを机の上においたまま、その机で食事するなど)
- (6) アカウントとパスワードは、他人に教えない。
- (7) タブレットの充電は、学校で行う。
- (8) タブレットは自己管理し、その使用及び破損・紛失・盗難に注意する。
※破損等の不具合が生じた場合、遅延なく学校へ報告し指示を仰ぐ。
※借用者の責められるべき理由や過失により、故障などが発生した際には、七尾市教育委員会が再調達または修理し、それに要した費用を借用者が実費弁済する。
※盗難等の被害にあった際には、警察に届け出、証明を受ける。
- (9) タブレット利用において不具合が生じた場合、速やかに学校へ報告する。
学校を通じて修理の手配などを行うので、個人での修理はしない。
- (10) USBメモリなどの外部装置・周辺機器への接続及び利用を禁止する。
- (11) アプリのインストールやアンインストールを禁止する。
- (12) 他人のアカウントの不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷などは犯罪である。
絶対に行わないこと。

5. その他

本ガイドラインに記載の無い事項については、随時、教育委員会で協議決定する。

七尾市の学習用タブレット 持ち帰りのルール(R6.7月版)

目的

□学校で貸し出すタブレットは、課題や宿題などの学習活動のために使うことが目的です。先生から指示されたこと以外での使用はしません。

使用する場面

- 自宅でのみ使用します。
- 登下校中はカバンなどから出しません。
- 使用前と使用後には、手をしっかり洗います。
- なくしたり、盗まれたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように十分に気を付けます。
- 持ったまま走ったり、上に物を置いたり、床や地面に置いたりしません。
- 食べながら、飲みながらの使用はしません。食べ物や飲み物の近くには置きません。
- 外ではできるだけ使用しません。
- 直射日光の当たる場所や暖房器具などの近くなどには置きません。
- タブレットを閉じるときには、あいだに物を挟まないよう注意します。

健康面

- 使用する時間は家の人とよく話し合い、長時間使用せず、休けいしながら使います。
- 寝る前の1時間と、午後10時から午前6時までのあいだは使いません。
- 使用するときは、画面に近づきすぎないように気を付けます。30分に一度は目を休ませます。

安全な使用と個人情報保護

- タブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。
- 一人一人に配付したアカウントとパスワードは、他人にわからないように管理します。
- カメラで他の人の顔や物を撮影しません。

データや設定の取り扱い

- タブレットで作ったデータは、学習活動で先生が許可したものだけ保存します。
- デスクトップの背景の画像や色など、タブレットの設定は勝手に変えません。
- アプリを勝手にインストールしたりアンインストールしたりしません。

困ったときは

- タブレットで困ったことが起きたときは、すみやかに学校の先生に連絡します。